

令和8年度 山武郡市環境衛生組合

会計年度任用職員登録制度のご案内

山武郡市環境衛生組合では、会計年度任用職員として当組合で勤務していただける方を募集します。

【会計年度任用職員とは】

任期を1会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)以内として任用される非常勤の地方公務員です。地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付き採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務規程(信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用となります。

1 登録制度について

登録制度とは、会計年度任用職員として勤務していただける方が、あらかじめ登録をしていただき、必要に応じて登録者の中から条件にあう方を選考し、採用する制度です。

(1) 応募期間

令和7年12月1日(月)から令和9年3月31日(火) (当日消印有効)

* 令和8年4月1日に任用を開始する職については、令和8年1月30日(金)までに「会計年度任用職員登録申込書」が提出された方を対象とします。

申込書の受付は平日の午前9時から午後5時までとします。

(土曜、日曜、祝日は受付いたしませんのでご了承下さい。)

(2) 応募資格

登録職種の必要資格等を満たす方で、地方公務員法第16条(欠格条項)のいずれにも該当しない方

地方公務員法第16条(欠格条項)

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 山武郡市環境衛生組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

2 登録から選考までの流れについて

① 登録希望者から組合へ「会計年度任用職員登録申込書」を提出

「会計年度任用職員登録申込書」をご提出ください。(郵送可)

【提出先】

〒289-1505 山武市松尾町金尾1149-1

山武都市環境衛生組合 庶務係

※「会計年度任用職員登録申込書」については、山武都市環境衛生組合のホームページからダウンロードできます。A4判用紙に片面または両面で印刷してください。

※登録が完了したことについては特にお知らせしませんのでご了承ください。

ご登録いただいた場合でも採用されないことがあります。



② 組合から登録者へ選考や面接の連絡

山武都市環境衛生組合において登録申込書の記載事項を確認し、任用しようとする条件に合致する方に対して個別に連絡します。

(面接などの実施)

書類審査のみで面接に至らなかった場合については、ご連絡いたしません。



③ 組合から登録者へ結果通知

面接及び書類選考等の結果に基づいて任用の可否を決定し、その結果を通知します。

* 注意事項

- ① 登録申込書に虚偽の記載があったことが判明したときは、任用を取り消す場合があります。
- ② 選考の際、提出された書類はお返しません。
- ③ また、選考及び採用に際して取得した個人情報は、選考及び採用に関する事務以外の目的で使用されることはありません。また採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- ④ 受験を辞退された場合及び選考の結果任用されなかつた場合にも、登録は令和9年3月31日まで有効ですので、引き続き組合から選考の連絡が入ることもあります。登録有効期間中に登録を削除したい場合は、登録削除を申し出てください。

3 勤務条件について

具体的な職と勤務条件については、山武郡市環境衛生組合職員登録募集一覧をご覧ください。

4 基本的な勤務条件等

募集職種	山武郡市環境衛生組合職員登録募集一覧をご覧ください。
任用期間	1年以内(任用の日から同日の属する会計年度の末日までに期間の範囲内で定める期間)
勤務場所	山武郡市環境衛生組合 山武市松尾町金尾 1149-1
勤務時間	週38時間45分以内
報酬・給料・手当	<p>(1) 報酬・給料 職種によりますので山武郡市環境衛生組合職員登録募集一覧をご確認ください。</p> <p>(2) 通勤手当、交通費 通勤距離等に応じて支給します。</p> <p>(3) 時間外勤務手当 時間外勤務があった場合は支給します。</p> <p>(4) 期末手当・勤勉手当 次の要件を満たす場合は支給します。 ・週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上あること ・任期が6月以上あること ・基準日に在職していること</p> <p>注)人事院勧告により、給料表の改訂があった場合は給料額が変更されます。</p>
休日	週休日(原則として土・日曜日)、祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日) * 職種によって異なることがあります。

休暇	年次休暇・特別休暇(有給/無給)・病気休暇・看護休暇
社会保険	地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、退職手当制度及び雇用保険法に定めるところにより、加入要件を満たす場合にはそれぞれ加入することとなります。
その他	<p>(1) 服務・人事評価 常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の勤務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、機密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。</p> <p>(2) 条件付採用期間 採用されると、採用から1箇月間(1箇月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで)は条件付採用期間となり、その間良好な成績で勤務したとき、会計年度任用職員として正式採用となります。</p> <p>(3) 公務災害 公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。</p> <p>(4) 再度の任用 会計年度任用職員の募集・採用は、原則、公募により行いますが、会計年度任用職員制度として採用された後、勤務成績が良好な場合に限り、公募によらず2回まで任用されることがあります。(最長3年間任用されることがあります。2回を満了した後でも、改めて公募による選考を受け、合格した場合は採用されます。)</p>
お問合せ先	〒289-1505 山武市松尾町金尾 1149-1 山武都市環境衛生組合 庶務係 0479-86-3131